

令和3年6月9日

各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定障がい児通所事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルスに係るワクチン接種に伴う障がい福祉サービス事業所等の取扱いについて（臨時的な取扱い [第10報]）に関する追加資料の送付について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

令和3年5月26日付け本市事務連絡「新型コロナウイルスに係るワクチン接種に伴う障がい福祉サービス事業所等の取扱いについて（障がい福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて [第10報]）」において、新型コロナウイルスに係るワクチン接種（以下、「ワクチン接種」という。）に伴う障がい福祉サービス事業所の取り扱いをお示ししたところです。

本事務連絡は、通所系サービス事業所内でワクチン接種を行う場合などの報酬算定上の取扱いについてお示ししたのですが、今般、サービス報酬及び送迎加算の算定が可能となる場合などをわかりやすく整理した資料を追加で作成しましたので、サービス提供中に利用者に対しワクチン接種が行われた場合の報酬上の特例的な取扱いについて、再度ご確認ください。

<追加資料>

- ・「通所系サービス利用時」にワクチン接種を実施する場合の取扱い

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

運営指導課 Tel : 06-6241-6520 Fax : 06-6241-6608